

杉並区会計年度任用職員(臨時)【福祉】

募集案内

令和 8 年 9 月 1 5 日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員（臨時）	福祉	1日6時間・ 1週3日	若干名	杉並障害者福祉会館

(2) 仕事内容

障害者施設支援課地域生活支援係で行っている「通所生活リハビリ事業」等の利用者（中途障害者を含む障害のある方）の介護等の補助業務

(3) 任用期間

令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

※条件付採用期間（試用期間） 1 か月

(4) 応募資格

- ① 利用者の介護補助を行うことが可能な方
- ② 地方公務員法第 16 条（以下参照）の各号のいずれかに該当する方は、応募できません。

- 1 **拘禁刑**以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成 1 1 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【2】 申込方法

インターネット申し込みか、もしくは所定の申込書に必要事項を記入し、郵送または持参で提出してください。

インターネット申し込みの場合、「関連情報」の「インターネット応募専用フォーム」からアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を入力し、送信してください。

申込書を提出する場合、添付の「採用選考申込書」に必要事項を記入し写真添付の上、杉並区障害者施設支援課地域生活支援係（〒168-0072 杉並区高井戸東4丁目10番5号）まで郵送または持参してください。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
インターネット	令和8年9月30日（水）午後5時まで （受信有効）	下記のURL・二次元コードから申し込み  URL : https://logoform.jp/f/mzsKI
郵 送 または 持 参	<u>令和8年9月30日（水）まで（必着）</u> （持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで）	〒168-0072 杉並区高井戸東4-10-5 杉並障害者福祉会館内 杉並区障害者施設支援課 地域生活支援係

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（臨時）【福祉】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	可否にかかわらず、令和8年10月1日（木）までに第一次選考受験者に結果通知を発送します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 （予定）	○令和8年10月7日（水）10:00～12:00（ひとり20分） ○杉並障害者福祉会館	
方 法	面 接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	第二次選考当日にご説明します。	

【５】 報酬・手当

時給 無資格者１，５４３円、保育士等有資格者１，６２７円、（令和８年４月１日現在・地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※１ 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※２ 通勤費を支給します。（上限１か月５５，０００円まで）
- ※３ 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

【６】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として火曜日・水曜日・木曜日の１週３日勤務です。
- ◇ 勤務時間は原則として午前９時１５分から午後１５時１５分までの１日６時間勤務です。
- ◇ 年次有給休暇が任期・勤務日数に応じて付与されます。

【７】 社会保険・福利厚生

- ◇ 勤務形態に応じて、社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 勤務形態に応じて、年１回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。

【８】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【９】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和２年度から新たに創設された地方公務員法第２２条の２第１項第１号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【１０】 申し込み・問合せ先

杉並区役所 保健福祉部障害者施設支援課地域生活支援係

〒１６８－００７２

東京都杉並区高井戸東４－１０－５ 杉並障害者福祉会館内

TEL：０３－３３３２－１８１７（直通）

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>